

広島県収受	
第	号
1.8.-9	
経過期限	月 日
分類記号	保存年限

事務連絡  
令和元年8月8日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

医療用医薬品の市販直後調査に関するQ&Aについて

標記について、別添写しのとおり、日本製薬団体連合会宛てに連絡したので、その旨御了知の上、貴管下関係業者に対し周知方御配慮願います。





事務連絡  
令和元年8月8日

日本製薬団体連合会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

### 医療用医薬品の市販直後調査に関するQ&Aについて

医療用医薬品の市販直後調査の実施方法等については、「医療用医薬品の市販直後調査の実施方法等について」（平成18年3月24日付け薬食安発第0324001号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知。以下「18年通知」という。）、「医療用医薬品の市販直後調査に関するQ&Aについて」（平成18年3月24日付け厚生労働省医薬食品局安全対策課事務連絡。以下「18年QA」という。）及び「医療用医薬品の全例調査方式による使用成績調査及び市販直後調査に関するQ&Aについて」（平成21年9月7日付け厚生労働省医薬食品局審査管理課及び安全対策課事務連絡。以下「21年QA」という。）によりそれぞれ示してきたところです。

今般、18年QA及び21年QAを統合・整理するとともに、一部改訂を加え、別添のとおり「医療用医薬品の市販直後調査に関するQ&A」を取りまとめましたので、貴会下関係業者に対しご周知方よろしく申し上げます。

なお、本日をもって18年QA及び21年QAは廃止します。